

令和4年度 市税改正のあらまし

令和4年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

固定資産税・都市計画税(土地)

令和3年度の特別な据え置き措置 が終了したため、本来の税額に達していない土地は、税負担の調整措置(なだらかに税負担を上昇させる措置)によって、令和4年度は税額が上がります。

ただし、商業地等は上昇幅(令和4年度の価格の5%)の半分(2.5%)を加算した額となり、税負担の増加を和らげます。

新型コロナウイルス感染拡大が、社会経済活動などに影響していることを踏まえ、本来ならば令和3年度に税額が上がる土地の税額を据え置く措置

令和3年度分の固定資産税の価格に対する審査申出の特例について

対 象 上記の特別な据え置き措置によって、令和3年度の税額が据え置かれた土地の所有者
申出期限 令和3年度の納税通知書を受け取った日から15か月を経過する日(令和4年8月中旬ごろ)まで

個人住民税

住宅ローン控除は、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除していますが、消費税引上げによる需要平準化対策の終了に伴い、個人住民税における控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%(上限13万6,500円)から5%(上限9万7,500円)に引き下げます。

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 入居時期 | 平成26年4月～令和3年12月 | 令和4年1月～令和7年12月 |
| 個人住民税からの控除限度額 | 所得税の課税総所得金額等の7% (上限13万6,500万円) | 所得税の課税総所得金額等の5% (上限9万7,500円) |

契約時期によっては、令和4年入居も含まれる。